

口蹄疫について

1 口蹄疫とは

口蹄疫ウイルスが原因で、偶蹄類の動物（牛、豚、めん羊、山羊、しか、いのしし等）に感染し、感染力が極めて強く、感染スピードも極めて速い病気です。

なお、本病は人に感染することはなく、仮に感染した牛の乳肉を摂取したとしても人体に影響はありません。

（１）症状

発熱、元気消失に陥ると同時に多量のよだれがみられ、口、蹄、乳頭等に水疱を形成し、跛行（歩様異常）を呈する。

（２）治療

治療法はない。

（３）発生時の対応

ア 患畜及びその同居家畜、患畜と同一施設内の家畜、患畜と同一の飼養管理者が管理している家畜の殺処分

イ 発生地の通行遮断（72時間以内）

ウ 偶蹄類家畜の移動制限

エ 汚染物品の処分及び汚染したおそれのある物品の移動制限

2 お願い

口蹄疫は、一番怖い家畜の伝染病の1つですので、偶蹄類家畜の飼養者の皆様には、飼養衛生管理の徹底をお願いします。

なお、飼養している家畜に多量のよだれや口、蹄、乳頭などに水疱がみられたときは、ただちに最寄りの家畜保健衛生所まで連絡して下さい。

県北家畜保健衛生所	024-531-1301
県中家畜保健衛生所	024-923-1662
県南家畜保健衛生所	0248-27-1221
会津家畜保健衛生所	0242-25-0599
相双家畜保健衛生所	0244-24-3451
いわき家畜保健衛生所	0246-23-3117